

**平成27年度  
高津区地域課題対応事業  
展開基本方針**

**2014(平成26)年8月  
川崎市高津区役所**

## 【 目 次 】

I	趣旨	.....	1
II	全体方針	.....	1
III	個別事業共通方針	.....	3
IV	分野別方針	.....	4
	1 安全・安心まちづくり事業	.....	4
	2 地域福祉・健康づくり事業	.....	5
	3 環境まちづくり事業	.....	5
	4 地域資源活用事業	.....	6
	5 地域コミュニティ活性化推進事業	.....	7
	6 総合的こども支援事業	.....	7
	7 区役所サービス向上事業	.....	8
	8 区の新たな課題即応事業	.....	9
	9 地域課題対応その他事業	.....	9

## I 趣旨

この基本方針は、平成27年度における高津区の地域課題対応事業をどのように展開していくかの全体像を定めたものです。市全体としては「川崎市地域課題対応事業実施要綱」や「川崎市地域課題対応事業実施指針」として、その考え方が示されていますが、高津区の地域課題対応事業の各事業計画を作成するにあたっては、新たな総合計画の策定に向けた検討状況のほか、高津区区民会議（以下「区民会議」という。）の審議結果、平成25年度高津区地域課題対応事業の評価結果（「内部評価結果」及び「外部評価結果」）、平成24年度に実施した高津区区民生活に関わるニーズ調査結果（以下「ニーズ調査結果」という。）等、高津区の地域特性を踏まえ、現行事業の見直しや新規事業の企画を行う必要があります。

そのため、各分野及び共通の考え方を基本方針として定め、方針に則った事業計画を作成することにより、体系的でかつ調和のとれた事業展開を図ります。

### <地域課題対応事業の目的とこれまでの経緯>

従来、区役所は、戸籍・住民票などの発行、税務関係、国保・年金関係、保健・福祉関係など、地域における行政サービスの総合窓口の拠点としての機能を中心に果たしてきました。しかし、今後の区役所は、自治基本条例の自治の基本理念で「市民が地域社会の課題を自ら解決していくこと」を掲げているように、従来のサービス提供の拠点としてだけではなく、地域社会の課題を解決するための「市民の参加と協働の拠点」として機能することを目指していかなければなりません。そのためには、政策領域別に各部署が通常業務を行うだけでなく、地域の課題に柔軟かつ横断的に対応することが求められています。そのような中、区役所が自主的に企画立案し執行する事業として、平成18年度から、従来の「魅力ある区づくり推進事業費」を「協働推進事業」として拡充しました。また、平成19年度には区役所が主体的に関係局と調整して取り組む事業として「区の課題解決事業」が創設されました。さらに、平成23年度からは、これまで地域の多様な主体との協働により、地域の身近な課題の解決を図ってきた協働推進事業の長所を継承するとともに、区役所と関係局の連携により総合的な地域課題解決の取組を進めるため、協働推進事業と区課題解決事業が「地域課題対応事業」として統合されています。

## II 全体方針

### (1) 地域課題対応事業

これまで地域課題対応事業は、地域の抱える課題解決や地域特性を活かした事業（区独自事業）と、関係局との連携により総合的に地域課題解決に向けた取組を展開していく事業（局区連携事業）の2つに区分していましたが、平成27年度からは区独自事業・局区連携事業の区分を廃止し、地域課題対応事業として一本化されます。また、区独自事業として各区一律5,500万円や、局区連携事業としての7区合計1億4,000万円の予算枠もなくなり、積み上げ方式に変更されます。

現在策定に向け作業が進められている新たな総合計画の検討状況を踏まえ、関係局との調整を綿密に行った上で、事業計画を作成することとします。

### (2) 環境視点からの見直しと総合的展開～すべての事業をエコから考える～

平成21年3月に「エコシティたかつ」推進方針が策定されました。その基本理念「地

球環境危機の時代に対応した、自然の賑わいとともにある持続可能な循環型都市構造の再生と創造～100年後のたかつのまちのために～」に基づく、3つの基本目標である「低炭素・省資源社会の実現」、「自然共生型都市再生の推進」、「地域に即した防災まちづくりの推進」を目指し、地域課題対応事業をはじめとする区の全事務事業を環境的視点から見直すこととしています。「エコシティたかつ」推進方針に示された行動計画や川崎市地球温暖化対策推進計画（市役所の率先取組）を踏まえ、各事業間の有機的連携を図りつつ、環境問題に関する全区レベルでの総合的展開を図るとともに、各個別事業における環境的視点からの徹底的な見直しと、環境視点を取り入れた新たな事業手法の導入を進めていくこととします。

- ・「エコシティたかつ」推進方針に基づく事業見直しと整合性の確保（低炭素・省資源などの緩和策だけでなく、ヒートアイランドや局地的豪雨など地球温暖化による影響への対応（適応策）や生物多様性保全の視点からの事業見直しと整合性の確保）
- ・イベント等における環境に配慮した運営手法の導入（リユース食器の活用等）
- ・川崎市地球温暖化対策推進計画（市役所の率先取組）を踏まえた事業実施
- ・川崎市グリーン購入推進方針に基づくグリーン購入の推進（委託先を含む）

### （3）ピープルデザインの考えを踏まえた事業の見直しと展開

2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2024年の市制100周年に向け、ピープルデザイン（心のバリアフリーをクリエイティブに実現する思想や方法）の考え方を踏まえ、障害者らも自然に生活できるダイバーシティ（多様性）のまちづくりを全庁的に進めていくことが示され、平成26年7月には川崎市「ピープルデザイン」連携・ダイバーシティのまちづくり推進本部が設置されました。

各個別事業においては、心のバリアフリーに関する職員や市民等への啓発や、障害者のイベント等への積極的な参加、就労体験などによる障害者の就労機会の創出など、ピープルデザインの視点からの見直しと、新たな事業手法の導入を進めていくこととします。

### （4）予算要求方針

#### ①継続事業

継続事業については、現下の厳しい財政状況の中でも、新たな課題やニーズに応じた新規事業を展開する機会が得られるように、原則、決算額を踏まえた上で、現行予算の範囲内で予算要求を行うものとします。事業の拡大が必要な場合には、まず、事業内で経費の節減を図る、または、受益者負担を考えるなどの方策で内部捻出を図るものとします。それでもなお、予算額の増額が必要な場合には、その必要性や効果を明確にし、増額要求を行うものとします。

#### ②新規事業

平成27年度からの新規事業については、事業の妥当性及び必要性の検証はもとより、正確な予算規模の把握が大変重要になります。したがって、他区・他都市の先行事例等を調査し、また、複数の見積りを取るなどして、必要最小限のもので、かつ、不足が生じないような予算の積算となるようにする必要があります。

## Ⅲ 個別事業共通方針

---

### (1) 目的の明確化を図る

事業計画を立てる際には、解決すべき課題は何かを考え、明確な目的を設定する必要があります。何のために実施する必要があるのか、事業を実施することで区民にどのような効果が生ずるのかをよく吟味した上で目的を設定してください。また、継続して実施する事業については、その事業の本来の目的が何であるかを再度認識して、事業計画を立てる必要があります。

### (2) 目的達成のための事業内容を設定する

その目的達成のために、効果的、効率的な事業内容を設定する必要があります。事業内容が、目的の達成に直結していないこともありますので、事業内容の設定にあたり注意が必要です。

### (3) 実施手法を検証する

事業の実施手法として、直営のほか、実行委員会等の形式や、民間業者や既存の地域の団体等に委託することなどが考えられますが、最も事務的・経費的に適正かつ効率的な方法となるよう検証する必要があります。実態に見合っていない形式的な実施手法を採っていることもありますので注意が必要です。

### (4) 実行委員会等への区役所職員の参画の仕方を検討する

実施手法として、実行委員会等の形式を採る場合で、区役所職員を参画させようとするときは、委員としてではなく、事務局や参与などといった立場での参画となるよう検討が必要です。委員としてしまうと、委託する側と受託する側が同一になってしまうので、好ましい状態とはいえません。

### (5) 指標を設定する

事業の目的に対する達成度が客観的に測れるよう数値目標や達成状況等の指標の設定が必要となります。事業目的に合致した具体的な指標が設定されておらず、また、指標の達成度を測る統計（アンケートなど）もとられていないため、事業終了時に、その達成度を客観的に評価・説明することが困難な場合もありますので、注意が必要です。

### (6) 他区・他都市の先駆的事业の実施状況を調査する

他区・他都市の先駆的事业の実施状況は、大変参考となるものです。現在の事業、あるいは現在考えている事業が必ずしも最良のものとは限りませんので、事業によっては、他区・他都市の状況を調査し、より良いものは取り入れ、さらに発展させていく必要があります。

### (7) 事業の中・長期的展開を検討する

事業の計画的かつ効率的な執行を図るため、中・長期的な計画を構築しておく必要があります。特に、新たな総合計画の策定に向けた検討状況や関連事業との整合性・一貫性にも留意しつつ、中・長期的な事業計画を立てる必要があります。

### (8) 企画調整会議での意見を反映する

企画調整会議からの意見は、区としての統一的な意思決定を図ったものであるため、事業計画に反映する必要があります。企画調整会議では、区全体の方針の中での事業のあり方、整合性、バランス等を検討し、意見を述べています。したがって、できる限り

その意見を反映することが必要です。

### **(9) 区民会議・ホームページ等での意見を考慮する**

区民から寄せられた意見は、大変貴重なものです。区民会議で出された意見や区のホームページに寄せられた意見等も、その重要な要素であり、考慮する必要があります。一つひとつの意見に対し、区としてどのように考え、どのように対応したかを明確に説明できることが必要です。

### **(10) 事業を評価し、見直しを図る**

地域課題対応事業は、アクションプログラムに基づく進行管理を行っています。新たに実施する事業については、事業の評価と検証を念頭において、指標を設定する必要があります。また、3年間を一区切りにして、事業の方向性（継続の是非）や実施手法の変更などを検証していくものとします。継続事業については、前年度の評価結果を参考に毎年見直しを図り、改善を繰り返していく必要があります。

また、外部評価委員会による評価は、より区民ニーズを反映した、あるいは地域の課題解決につながる事業への踏み込んだ改善が期待されるものとして、予算編成に反映する必要があります。

## **IV 分野別方針**

地域課題対応事業を体系的かつ効率的に展開するために、分野別の事業体系を構築しており、アクションプログラムにおいても体系の柱ごとに進行管理を行っています。

現在、新たな総合計画に向けた作業が進められておりますが、平成27年度予算については、引き続き現行の事業体系を継承し、予算編成を行うものとします。

### **1 安全・安心まちづくり事業**

この分野について、第1期区民会議においては「安全・安心のまちづくり」及び「放置自転車対策」、第2期区民会議においては「地域防災とコミュニティ」、第4期区民会議においては「地域防災」というテーマで調査審議が行われてきました。

また、平成24年度に実施したニーズ調査結果によると、区民が今後、特に力を入れてほしいものとして、地震や風水害への対策が50.7%（第1位）、街頭犯罪の防止が42.5%（第2位）で、放置自転車対策が31.2%（第7位）であり、安全・安心のまちづくりや放置自転車対策へのニーズが高くなっています。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災では、地域防災に関わる様々な課題が浮き彫りになっており、全市統一の取組のほか、区の特性を活かした取組が求められています。

以上のようなことから、当区では次のような事業を実施します。

#### **(1) 地域防災力の向上**

地域防災力の向上に向けて、区内における自主防災組織や避難所運営会議、防災ネットワーク会議の活性化を図るための事業を展開します。特に、帰宅困難者対策、女性の視点を活かした防災対策、公園の防災ミニ拠点化とネットワークを活用した避難所の機能強化の推進を図ります。

## (2) 安全・安心のまちづくり

安全・安心のまちづくりを進めるため、区民が自主的に行う防犯パトロール活動に対し必要な用品を貸与するなどの支援や啓発活動を行うとともに、交通安全の観点からは、交通事故防止を啓発する事業を展開します。

## (3) 放置自転車対策

放置自転車を減少させるため、建設緑政局自転車対策室が実施する駐輪場の整備、放置自転車の撤去に併せて、駅周辺を中心に区内全域で自転車の放置禁止や利用抑制、駐輪場の利用促進等を図る啓発キャンペーンや放置禁止の標識の設置等を行い、放置自転車がより少なくなるような事業を展開します。

## 2 地域福祉・健康づくり事業

少子高齢化社会が進展していく中で、高齢者をはじめとするすべての区民が、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせるよう、地域において支え合える関係を構築していく必要があります。ニーズ調査結果によると、区民が今後、特に力を入れてほしいものとして、高齢者関係の事業が38.9%（第5位）、心身の不自由な人の支援が30.9%（第8位）、健康づくりに関する事業が23.7%（第10位）となっています。平成25年度に策定した第4期高津区地域福祉計画においても、「高齢者・障害者が安心して暮らせるまち」を基本目標の一つとしています。

以上のようなことから、当区では、「幸せな暮らしを共に支えるまちづくり」を進めるため、次のような事業を実施します。

### (1) 健康と福祉のまちづくり

健康と福祉の分野において、地域における支えあいを促していくためには、関連団体同士のネットワークの構築や情報の共有が必要です。そこで、地域福祉計画を踏まえ、区内の健康・福祉関係の団体が交流し、連携を深める場や機会を設けるとともに、健康と福祉のまちづくりに関する総合的な情報を提供する事業を展開します。

### (2) 高齢者にやさしいまちづくり

高齢者と家族以外の人との交流の有無は、「特に交流がない」という人の割合が、一般の高齢者では25.0%、要介護認定を受けている高齢者では37.7%という数値になっています（平成22年度川崎市高齢者実態調査）。また、一人暮らしの高齢者も年々増加しており、高齢者の孤立化が問題となっています。高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりのために、健康づくりの支援を行うとともに、地域で高齢者を見守り、医療・介護・福祉等の専門機関が連携して支援を行えるよう、地域包括支援ネットワークを構築・推進する事業を展開します。

## 3 環境まちづくり事業

地球規模で進行する温暖化に対して、自治体や地域での取組の重要性が増しています。また、都市化によりまちの緑が減少している中、潤いのある空間を創ることが求められています。

一方で、東日本大震災の影響により電力不足が懸念されており、引き続き節電取組の推

進を行っていく必要があります。

この分野については、平成21年3月に、「エコシティたかつ」推進方針が策定され、「エコシティたかつ」推進事業が地域からの環境問題への取組として、区計画にも位置づけられています。また、ニーズ調査結果によると、区民が今後、特に力を入れてほしいものとして、緑地や水辺の整備が21.8%（第14位）、地球温暖化防止対策に関する事業が21.6%（第15位）、花と緑のまちづくりの推進が19.0%（第16位）となっています。

以上のようなことから、当区では、「環境まちづくり」を進めるため、次のような事業を実施します。

#### **(1) 環境まちづくり**

「エコシティたかつ」推進方針に基づき、特に地球温暖化適応策と生物多様性保全の視点から、長期的プロジェクトに位置づけられた事業を中心に展開します。

#### **(2) 花と緑のまちづくり**

まちに緑の空間を創出するため、区内の主要街道沿いにある花壇の維持管理等の事業を市民協働で展開します。

### **4 地域資源活用事業**

当区は、多摩川や二ヶ領用水などの水辺環境、多摩川崖線の斜面緑地などの環境資源や、久地円筒分水や大山街道などの歴史的・文化的資源、橘地区の農ある風景や都市営農活動などの農的資源にも恵まれています。これらの地域特性を活かして、区の個性と魅力があふれるまちづくりを推進していきます。ニーズ調査結果によると、区民が今後、特に力を入れてほしいものとして、区のイメージアップを図り、地域に愛着を持たせる事業が21.8%（第13位）、文化的な催しの開催が13.6%（第19位）とあるように、地域の魅力や活力をより一層、育んでほしいというニーズもうかがわれます。

同時に、地域の課題や区民のニーズが複雑化・多様化する中、魅力あるまちづくりや地域の課題へのきめ細かい対応を市民協働で進めていくための仕組みづくりや、参加と協働の拠点である区役所が効率的・効果的に様々なサービスを提供していくことも求められています。また、上記のニーズ調査でも、区民と行政が協働でまちづくりを進める仕組みづくりが17.1%（第17位）という結果が出ています。

以上のようなことから、当区では、地域資源を活用し魅力あるまちづくりを進めるため、次のような事業を実施します。

#### **(1) 歴史的・文化的資産を活用したまちづくり**

「高津大山街道マスタープラン」に基づき、高津大山街道及びその周辺に残っている歴史的・文化的な資産を活用し、魅力あるまちづくりを推進するとともに、二ヶ領用水久地円筒分水や橘地区の丘陵地などの地域資源のネットワーク形成を図り、回遊性のあるまちづくりや、地域に残る歴史資料の保存を行うとともに、地域の魅力を効果的に発信する事業を展開します。また、区内各所で1年を通じて様々な音楽イベントや地域に根ざした文化を学ぶ文化的催し及び講座を開催します。

#### **(2) 橘地区の地域資源を活用したまちづくり**



「たちばな農のあるまちづくり」推進方針に基づき、橘地区における地域資源（都市農業、歴史的資源、緑地、各種市民活動等）を活用した地域活性化に寄与する事業を展開します。

### （３）参加と協働によるまちづくり

参加と協働による地域の視点を活かしたまちづくりを推進するため、まちづくり協議会等の活動支援等により市民活動の場の提供や情報提供、これを中間支援的側面から行います。さらに、区の様々な魅力や歴史を広く提供するため、従来の紙媒体に加えて、ICTを活用したデジタル媒体により多角的に情報発信していきます。

## ５ 地域コミュニティ活性化推進事業

高津区は、地域において様々な行事が開催されており、区民の自主的な活動が活発な地域です。一方で、高津区は住民の転出入が多く、地域との関わりの薄い住民も増えています。従来からの地域活動の中心である町内会自治会などの地縁団体においては、加入率の減少が見られ、それらの活動に対する支援とともに、新たな形態や拠点を活用したコミュニティやネットワークづくりが求められています。

区民ニーズ調査においても、区民が今後、特に力を入れてほしいものとして、地域の住民同士のつながりを深める事業が23.3%（第11位）となっています。

また、第3期区民会議において「新しい形のコミュニティづくり」をテーマに調査・審議が行われ、地域コミュニティの存在が、防災や子育て支援、高齢者支援などの各分野課題に対する総合的な対応策となること及び、複合的な課題を解決していくには、単一ではない多様なコミュニティが必要であることが指摘されています。高津区においては、地域コミュニティ活性化推進のため、次のような事業を展開します。

### （１）地域の活性化の推進

地域の活力を活かした継続可能な手法による区民祭の実施を支援していくとともに、地区別運動会の実施等の事業を展開します。

### （２）コミュニティ施策の推進

地縁型の住民組織とテーマ型の市民活動団体などの多様な主体が、それぞれの特性を活かし、地域課題の解決に取り組めるよう、コミュニティ施策を推進する事業を展開します。

## ６ 総合的こども支援事業

この分野については、第1期区民会議から「子ども・子育て支援」という議題で審議されてきました。当区は、子育て世代の転入が多く、待機児童数も依然として多いことから、地域における子育て支援が強く求められています。また、ニーズ調査結果によると、区民が今後、特に力を入れてほしいものとして、子ども・子育ての支援が41.7%（第3位）となっています。

高津区地域福祉計画では、「子どもが健やかに成長できるまち」を基本目標の一つに掲げており、平成20年3月には子ども・子育て支援に関して、体系的かつ調和のとれた事業展開を図るため、高津区独自で子ども総合支援基本方針を策定し、平成23年4月には

第2期実行計画を策定しました。

また、平成23年度には公立保育園が、平成24年度からはこども文化センターが区に移管され、平成25年12月には平成27年4月までに待機児童ゼロの実現に向け「川崎市待機児童ゼロ対策推進本部」が設置されるなど、子育て支援施策の取組をより一層推進することが求められています。

以上のようなことから、当区では、「人を育て心を育むまちづくり」を進めるため、次のような事業を実施します。

### **(1) 子育てしやすいまちづくり**

区民の子育て支援を進めていくためには、地域の関係団体や関係機関におけるネットワークの連携・強化が必要です。また、子育てに関する情報を共有することと子育ての悩みを相談できるだけでなく、悩みを抱える親同士や地域に長く住まう住民とが支えあえる関係を構築していく必要があります。そこで、当区では、子育て中の親の立場に立った子育て情報の発信とともに、子育て中の親子やそれを支える人が様々な形で交流・学習できる事業を展開します。特に、初めて赤ちゃんを育てる母親に対して、子育てに関する知識の伝達、子育ての仲間作りができる育児環境の形成と地域の子育て力の向上を図るための事業を実施します。

### **(2) 子どもが健やかに育つまちづくり**

子どもの自立的な成長を地域で見守る視点から、子どもたちが健やかにのびのびと育つことができるよう、保育園や市民館、こども文化センターなどの拠点を活用しながら、地域においてさまざまな体験ができる機会を提供する事業を展開します。

また、父親の子育て参加の促進や、心身の健康保持及び子どもの健全育成を図るため、親子で安心して参加できるスポーツ体験の場や交流の機会を提供する事業を展開します。

## **7 区役所サービス向上事業**

これまで高津区役所は、この分野において、平成15年11月に保険年金課においてISO9001の認証を取得（平成18年11月認証終了）するとともに、平成20年3月に高津区役所サービス向上指針を策定し、平成23年4月に改訂するなど、区役所サービス向上のための取組を実施してきました。また、ニーズ調査結果によると、区役所の窓口サービスの向上が27.8%（第9位）となっております。

また、平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」が成立し、庁内においても推進委員会が設置され、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の円滑な導入に向けた検討が進められているところです。

以上のようなことから、当区では次のような事業を実施します。

### **(1) 質の高い区民サービスを提供する区役所づくり**

マイナンバー制度の導入に向けた全庁的な検討を踏まえつつ、質の高い区民サービスを効率的・効果的・総合的に提供できる区役所を目指して、便利で快適な窓口づくり等を進めるため、高津区役所サービス向上指針に基づき、区役所サービス向上につながる事業を展開します。

## **8 区の新たな課題即応事業**

市民にとって身近である区役所が新たな課題に適切かつ速やかに対応します。

## **9 地域課題対応その他事業**

市民活動団体等から行政と協働で行う事業の提案を募集・選考を行い、採択された事業を実施します。また、既に行っている地域課題対応事業について外部評価を行い、より区民ニーズの反映と職員の意識改革を推進させ、事業の透明性の向上を図ります。